

## 雫石町ご当地キャラクター（しずくちゃん）着ぐるみ貸出に係る基準

令和7年9月1日

（趣旨）

第1 この要綱は、雫石町を広くPRするために作成した雫石町ご当地キャラクター「しずくちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（着ぐるみの貸出）

第2 町長は、町の業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみの貸出を希望し、使用する者（以下「使用者」という。）が、企画又は実施する各種イベント等で本町のイメージアップに資すると認められる場合に着ぐるみを貸し出すことができる。

（貸出期間等）

第3 貸出期間は、原則として貸出の日から原則7日以内とする。

2 貸出品の使用料は、無償とする。

（申請等）

第4 使用者は、あらかじめ物品借用申請書（別記様式）を観光商工課に提出しなければならない。

（使用上の遵守事項）

第5 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）承認された用途のみに使用すること
- （2）雨天時の使用若しくは汚損、破損又は亡失等しないこと
- （3）貸出期間を遵守すること
- （4）着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
- （5）火気及び危険物の近辺で使用しないこと
- （6）使用時の安全対策を講じること

（貸出品の返却）

第6 使用者は、着ぐるみの使用を終えたときは速やかに着ぐるみを返却しなければならない。

（損害賠償等）

第7 使用者は、故意若しくは過失により着ぐるみを損傷し、又は滅失したときは、町長の指示するところにより原型に復し、又はその損害を賠償するものとする。

（町の責任）

第8 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切の責任を負わないものとする。

（庶務）

第9 着ぐるみの管理及びこの要綱に関する事務の扱いは、観光商工課が担当する。

（補則）

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別記様式

## 物品借用申請書

年 月 日

雫石町観光商工課長 様

申請者（使用者）  
住 所  
氏 名  
（又は名称）  
電 話

下記のとおり物品を借用したいので、許可されたく、申請いたします。

1. 物 品 名	
2. 使用目的	
3. 使用場所	
4. 使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
5. 返 却 日	
6. 備 考	

**【しずくちゃん着ぐるみ取扱注意事項】**

- 雨天時は使用しないほか、使用上の遵守事項に留意してください。
- 破損する恐れがありますので、丁寧に扱い、傘の部分のみを持たないでください。
- 使用後は、湿気をよく乾かし、汚れをふき（着物・帯が汚れた場合は、それをはずしてクリーニングをして）返却してください。
- 破損した場合は、修繕の上返却してください。

※以下、所管課記載欄※

年 月 日

上記申請を許可する。

雫石町観光商工課長

貸 出	年 月 日	確 認	
返 却	年 月 日	確 認	
返却時物品状態			